

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 4 月 26 日

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシャ ミズサポ  
 住所 株式会社 MIZUSAPO  
 代表者氏名 〒730-0045 広島市中区鶴見町8-57 4F  
 電話番号 70 ひや 17" せう  
 FAX番号 代表取締役 中村信幸  
 メールアドレス TEL 082-533-8080  
 FAX 082-275-5228  
 soumu@h-nvision.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数		者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

OSAZUSIM

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

0808-686-880 JKT  
2222-678-880 XAT

令和 5 年 4 月 26 日

申請者 氏名又は名称

株式会社 MIZUSAPO

住 所

〒730-0045 広島市中区鶴見町8-57 4F

代表者 氏名

代表取締役 中村信幸

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
中村信幸 ちかむら いぶきゆき	佐々木 雅也 ささき まさや
事業の範囲	定款記載通り
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 MIZUSAPO
上記事業所の所在地	郵便番号 〒730-0045 広島市中区鶴見町8-57 4F 電話番号 TEL 082-533-8080 FAX番号 FAX 082-275-5228 メールアドレス soumu@h-hvision.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名  寺内 勝也	給水装置工事主任技術者免状の交付番号  第 220264号
代表取締役 中村信幸  世良誠司	第 309039号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機械器具調書

令和5年4月26日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切りのこ パンガマチ	一 13mm~40mm	10個 3個	
管の加工用の機械器具	セカリ パンガねじ切器	250mm 一	2個 1台	
接合用の機械器具	トーランジ パンガルナ	ガス 300mm	2個 3個	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	0~2.0MPa	1台	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 4 月 26 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

株式会社 MIZUSAPO  
〒730-0045 広島市中区鶴見町8-57 4F  
代表取締役 中村信幸

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

広島市中区鶴見町8番57号  
株式会社MIZU SAPO

会社法人等番号	2400-01-050209	
商 号	株式会社MIZU SAPO	
本 店	<u>広島市中区舟入幸町21-23(1F)</u>	
	広島市中区鶴見町8番57号	令和 1年 5月24日移転
		令和 1年 5月24日登記
公告をする方法	官報に掲載してます。	
会社成立の年月日	平成28年11月11日	
目的	1. 給排水設備の設計、施工及びメンテナンス 2. 建築物の清掃及び建築物の各種設備機器の点検及び保守管理 3. 管工事、水道施設工事の設計、施工、監理及び請負 4. 建築工事の設計、施工、監理及び請負 5. 土木工事の設計、施工、監理及び請負 6. インターネットを利用した情報通信システムの管理運営業務、インターネット接続サービス業務、インターネットを利用した広告業務、インターネットを利用した各種情報提供サービス、インターネットを利用した通信販売業務 7. ホームページ、ウェブサイトの企画、デザイン、制作及び販売 8. ミネラルウォーター、清涼飲料水等の製造及び販売 9. 各種飲食店業 10. 労働者派遣法に基づく労働者派遣業務 11. 有料職業紹介業 12. 広告の企画、立案、製作及び宣伝業務並びに広告代理店業 13. 各種イベントの企画、制作、運営及び管理 14. 経営コンサルタント業務 15. エステティックサロン、ビューティサロン、ネイルサロン、美容院及び各種カルチャー教室の経営 16. 装身具、衣料品、化粧品、インテリア用品、室内装飾品、宝石、天然石、貴金属、時計、毛皮、美術工芸品、アパレル製品、服飾雑貨、日用品雑貨等の製作、卸売り、販売及び買取業務 17. 健康食品、美容、健康器具等の販売及び代理店業務 18. 各種楽器、教材、パソコンコンピューター、携帯電話、移動通信機器等の販売並びに家電製品の販売及び修理 19. 不動産の売買、賃貸借、交換、分譲、管理、仲介及び代理業務 20. 自動車の販売、修理、板金塗装、車検整備、点検等の業務及び自動車部品、関連商品等の販売 21. 古物品の売買 22. 前各号に附帯する一切の事業	

広島市中区鶴見町8番57号  
株式会社MIZU SAPO

発行可能株式総数	800株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 中村信幸 取締役 佐々木雅也
	広島県安芸郡坂町坂東四丁目19番25号 代表取締役 中村信幸
登記記録に関する事項	設立 平成28年11月11日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(広島法務局管轄)

令和5年3月10日

広島法務局  
登記官

池口康弘



# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社MIZU SAPOと称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水設備の設計、施工及びメンテナンス
2. 建築物の清掃及び建築物の各種設備機器の点検及び保守管理
3. 管工事、水道施設工事の設計、施工、監理及び請負
4. 建築工事の設計、施工、監理及び請負
5. 土木工事の設計、施工、監理及び請負
6. インターネットを利用した情報通信システムの管理運営業務、インターネット接続サービス業務、インターネットを利用した広告業務、インターネットを利用した各種情報提供サービス、インターネットを利用した通信販売業務
7. ホームページ、ウェブサイトの企画、デザイン、制作及び販売
8. ミネラルウォーター、清涼飲料水等の製造及び販売
9. 各種飲食店業
10. 労働者派遣法に基づく労働者派遣業
11. 有料職業紹介業
12. 広告の企画、立案、製作及び宣伝業務並びに広告代理店業
13. 各種イベントの企画、制作、運営及び管理
14. 経営コンサルタント業務
15. エステティックサロン、ビューティサロン、ネイルサロン、美容院及び各種カルチャー教室の経営
16. 装身具、衣料品、化粧品、インテリア用品、室内装飾品、宝石、天然石、貴金属、時計、毛皮、美術工芸品、アパレル製品、服飾雑貨、日用品雑貨等の製作、卸売り、販売及び買取業務
17. 健康食品、美容、健康器具等の販売及び代理店業務
18. 各種楽器、教材、パソコンコンピューター、携帯電話、移動通信機器等の販売並びに家電製品の販売及び修理
19. 不動産の売買、賃貸借、交換、分譲、管理、仲介及び代理業務
20. 自動車の販売、修理、板金塗装、車検整備、点検等の業務及び自動



車部品、関連商品等の販売

21. 古物品の売買

22. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を広島市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提



出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の過半数の決定により定めることができる。



### 第3章 株主総会

#### (招 集)

- 第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
  - 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

#### (招集手続の省略)

- 第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

#### (議 長)

- 第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (決 議)

- 第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (株主総会の決議の省略)

- 第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたもの



とみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があつたものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

- 第20条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。
- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

- 第21条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

#### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

- 第22条 当会社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

- 第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第25条 当会社に取締役2名以上いるときは代表取締役を1名置き、株主総会の決議によって定める。
- 2 代表取締役は社長とする。



- 3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

(業務執行)

- 第26条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。
- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

- 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

- 第28条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

- 第29条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

- 第30条 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

- 第31条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は次のとおりとする。  
金5,000,000円

(設立時発行株式に関する事項)

- 第32条 当会社の設立時発行株式に関する事項は、次のとおりとする。



株式会社の登記本願い書の

発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数

普通株式

100株

設立時発行株式と引換えに払込む金銭の額

1株につき

金50,000円

成立後の株式会社の資本金の額に関する事項

資本金

金5,000,000円

(最初の事業年度)

第33条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年10月31日までとする。

(設立時取締役)

第34条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

広島県安芸郡坂町坂東四丁目19番25号

設立時取締役 中村信幸

広島市中区舟入中町4番36-704号

設立時取締役 佐々木雅也

(設立時代表取締役)

第35条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

広島県安芸郡坂町坂東四丁目19番25号

設立時代表取締役 中村信幸

(発起人)

第36条 発起人の氏名又は名称、住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

広島県安芸郡坂町坂東四丁目19番25号

中村信幸

普通株式 100株

金5,000,000円

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

この写しは原本と相違ないことを証明します。

令和5年 4月 26日

株式会社 MIZUSAPO  
代表取締役 中村信幸



第二二〇一六四号

給水装置事務技術者免状

本籍 広島県

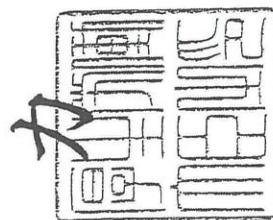
氏名 中村信幸

昭和四十七年七月二十四日生

水道法(昭和二年法律第七十七号)の  
規定により給水装置事務  
技術者免状を交付する。

平成十六年二月十七日

厚生労働大臣 坂口



第三〇九〇三九号

給水装置事務技術者免状

本籍 広島県

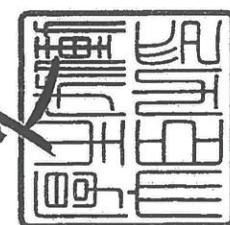
氏名 世良誠司

昭和五十七年七月二十三日生

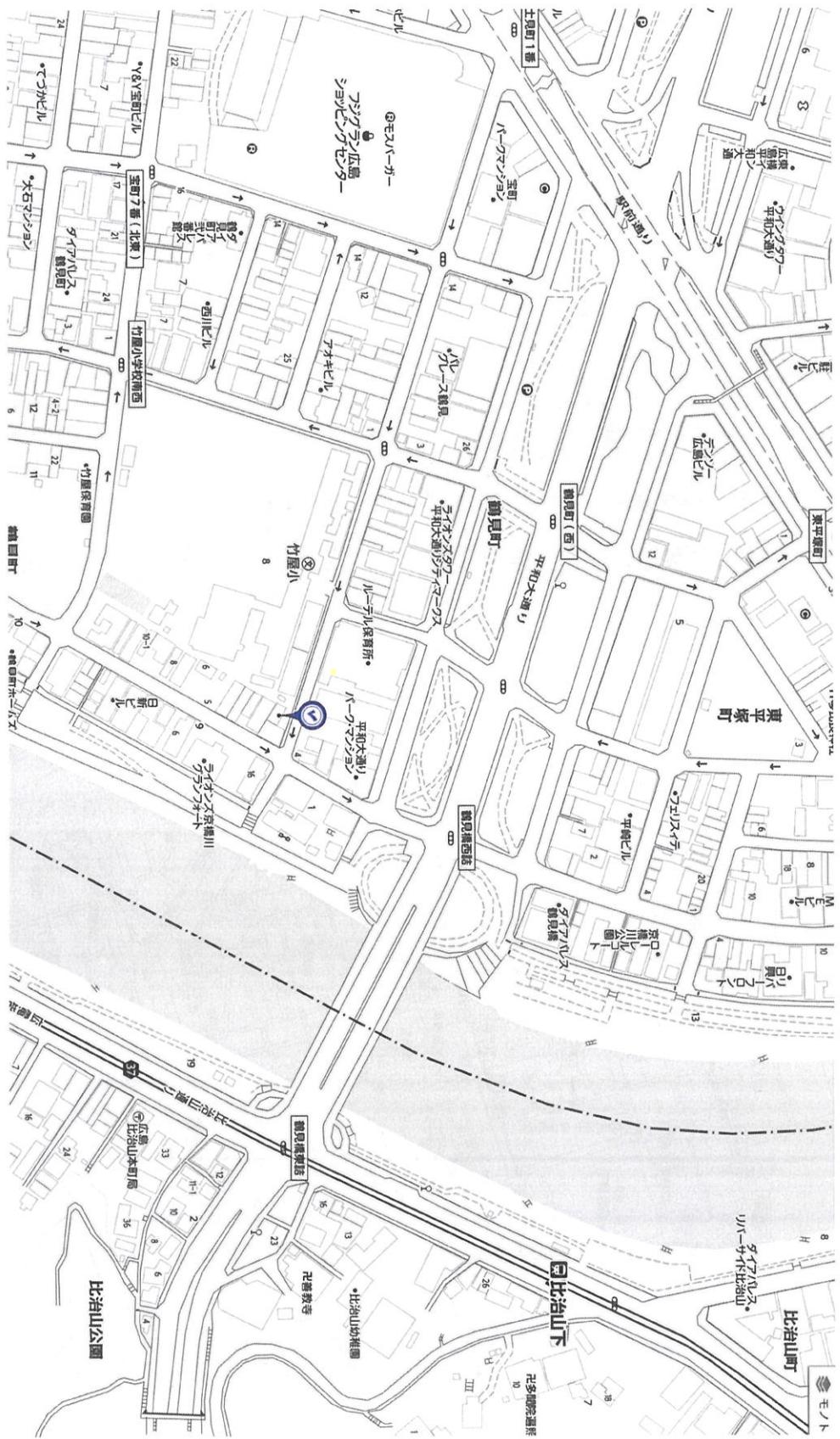
水道法(昭和二年法律第二百七号)の  
規定により給水装置事務技術者  
技術者免状を交付する。

令和三年二月十九日

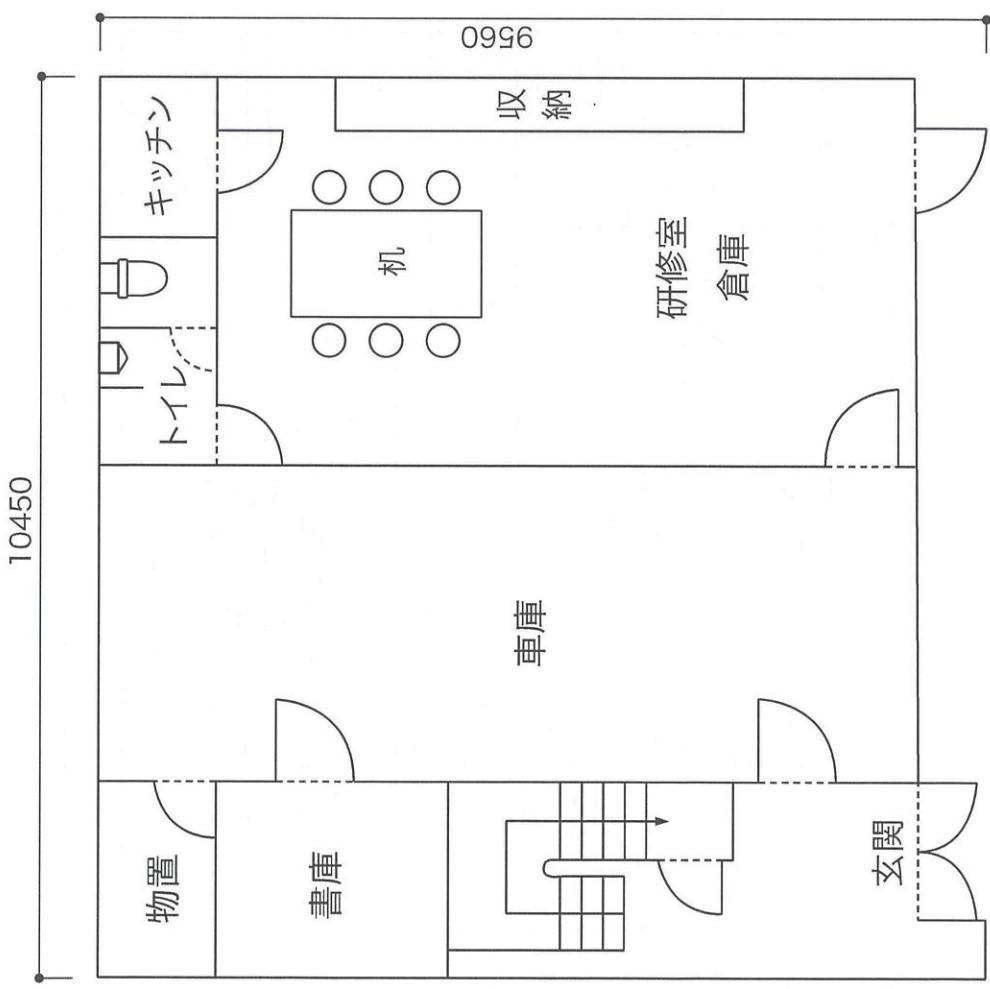
厚生労働大臣 丹羽謙



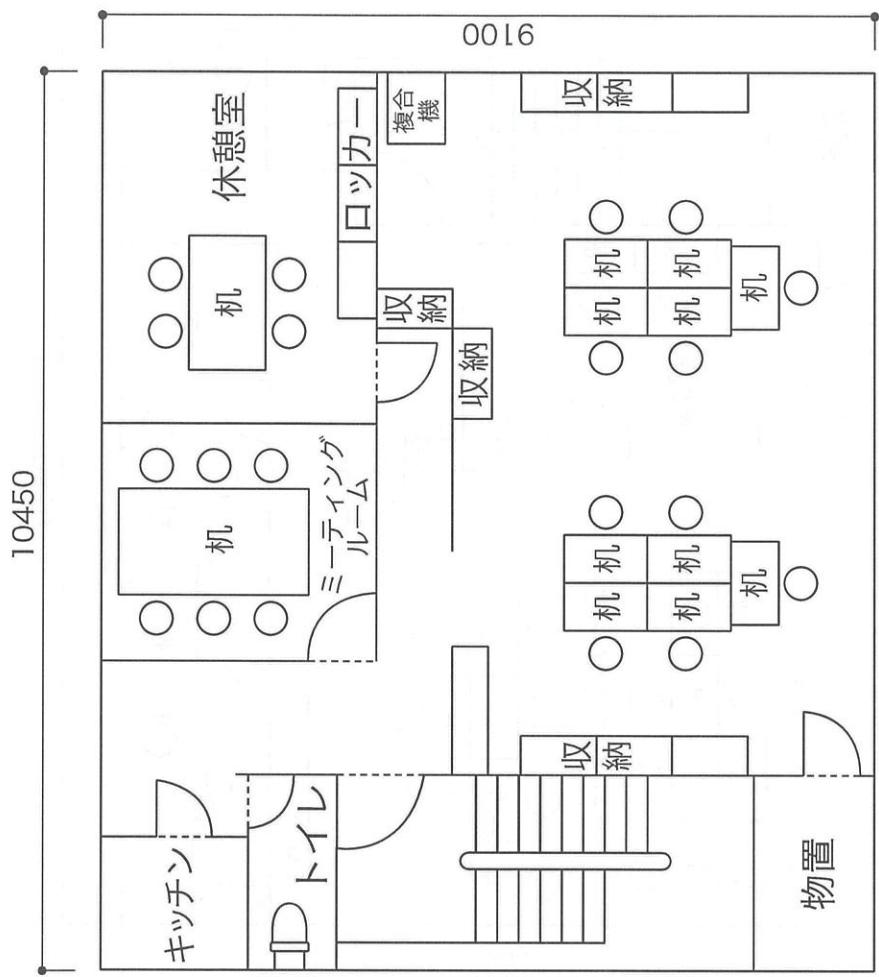




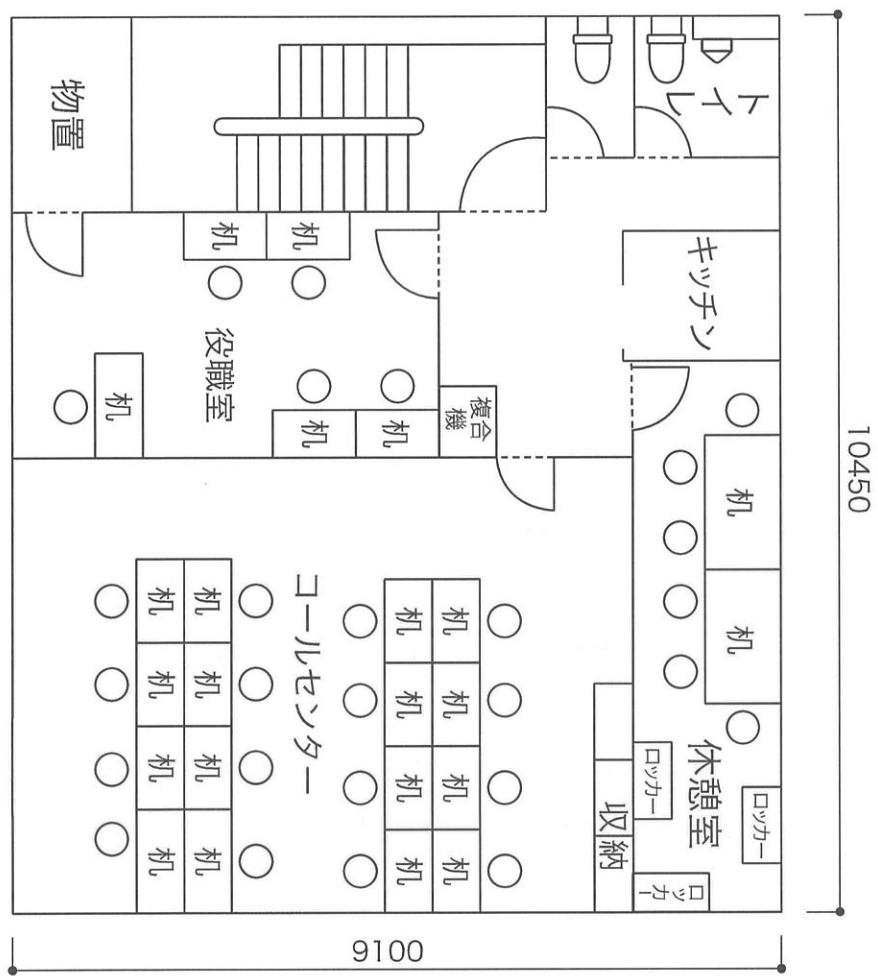
研修センター



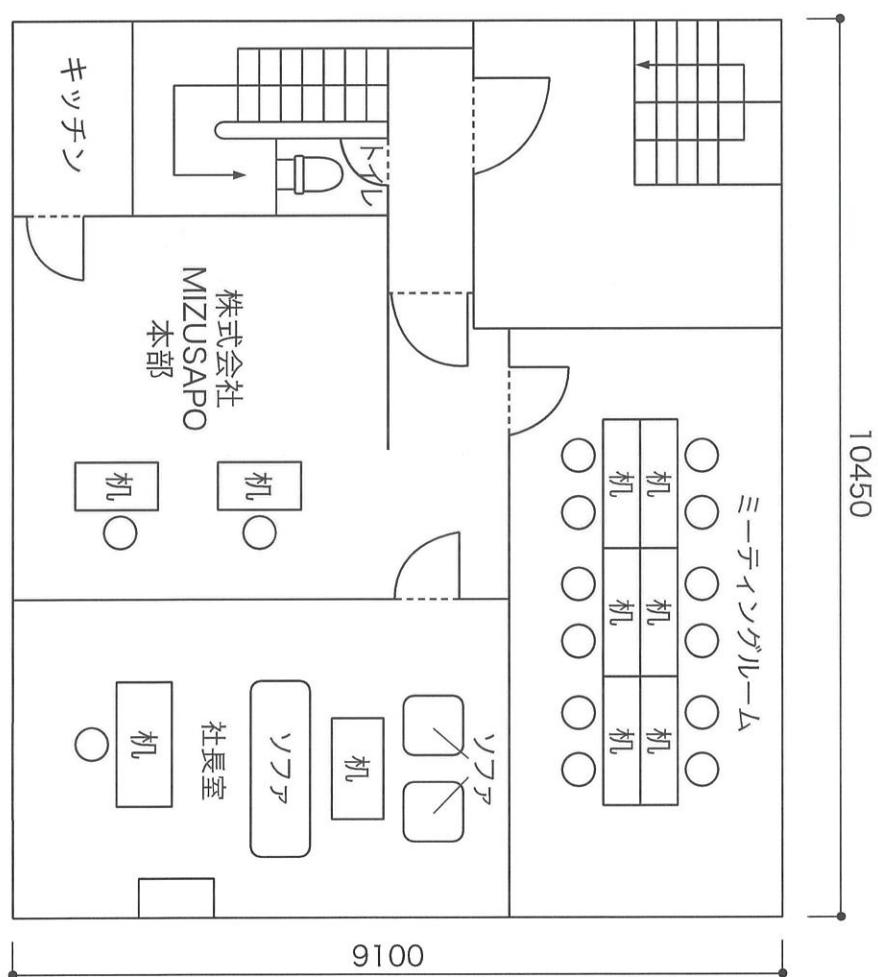
総合案内・本部



3F コールセンター・役職室



4F 社長室・株式会社 MIZUSAPO





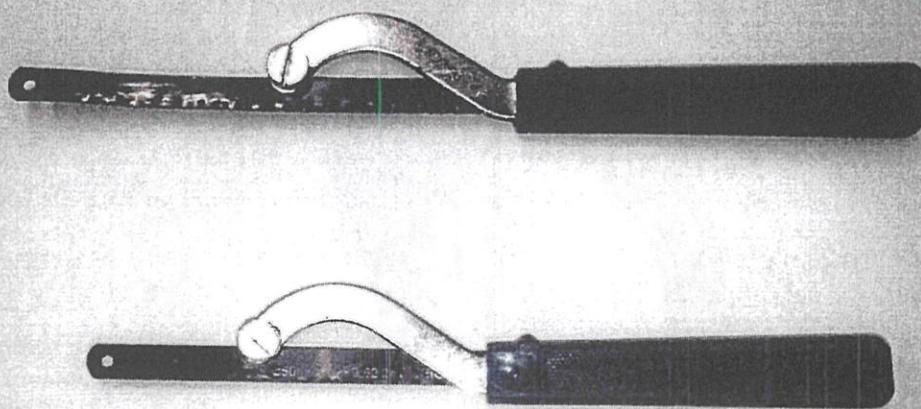


N-Vision 倉庫外觀

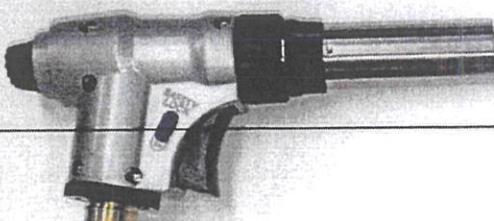


倉庫 内装

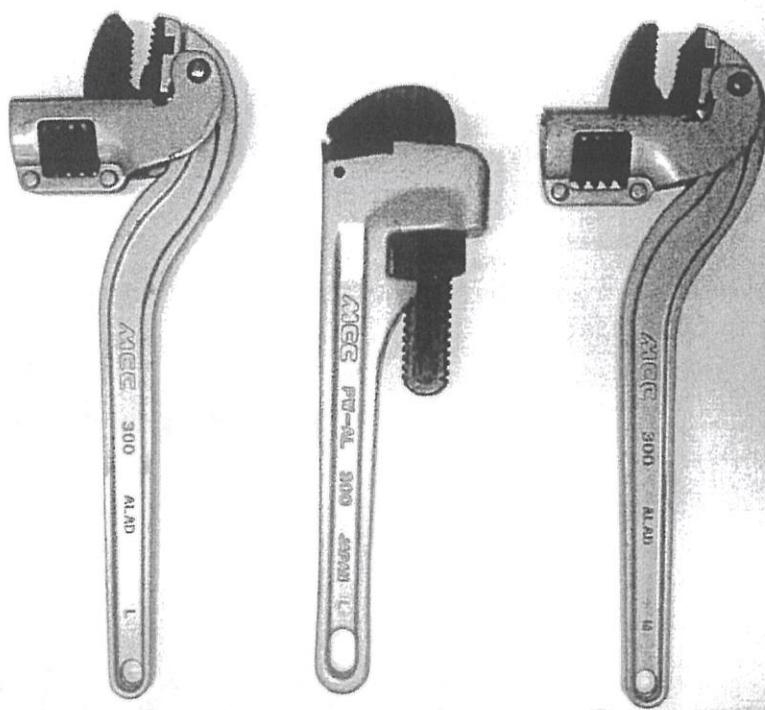




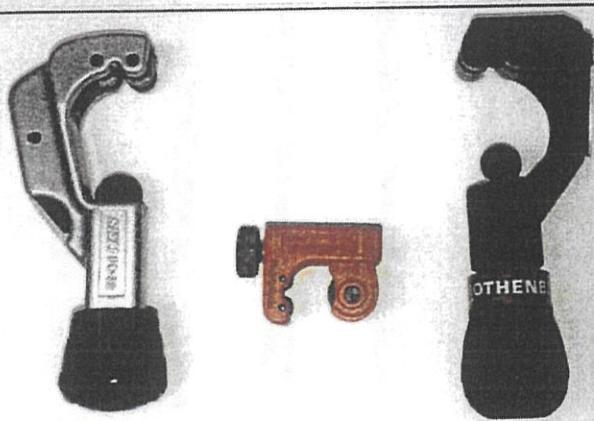
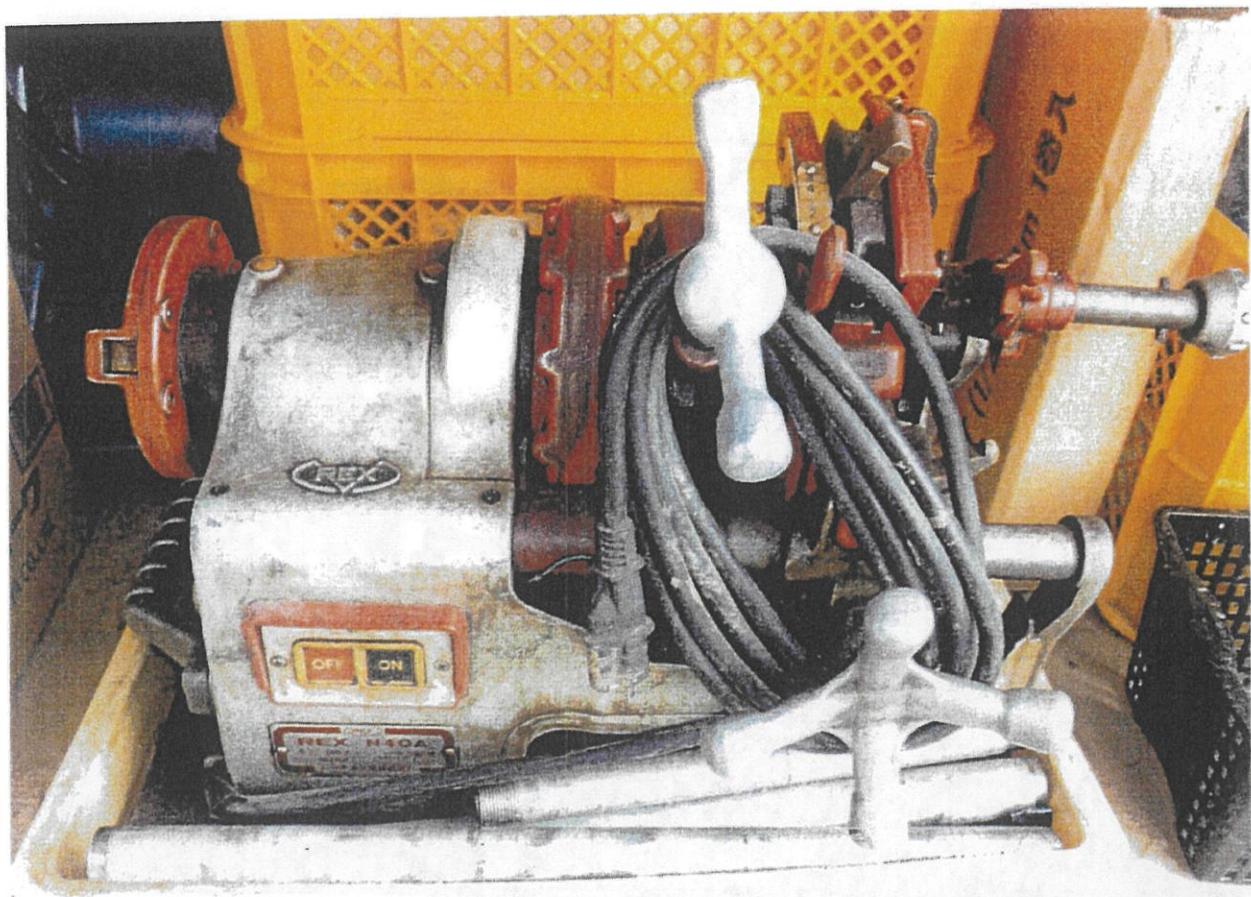
(株) MIZUSAPO



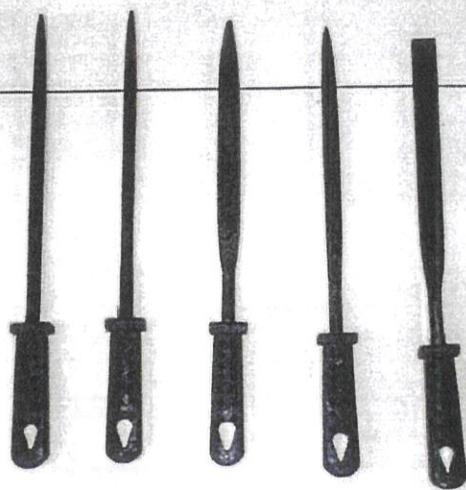
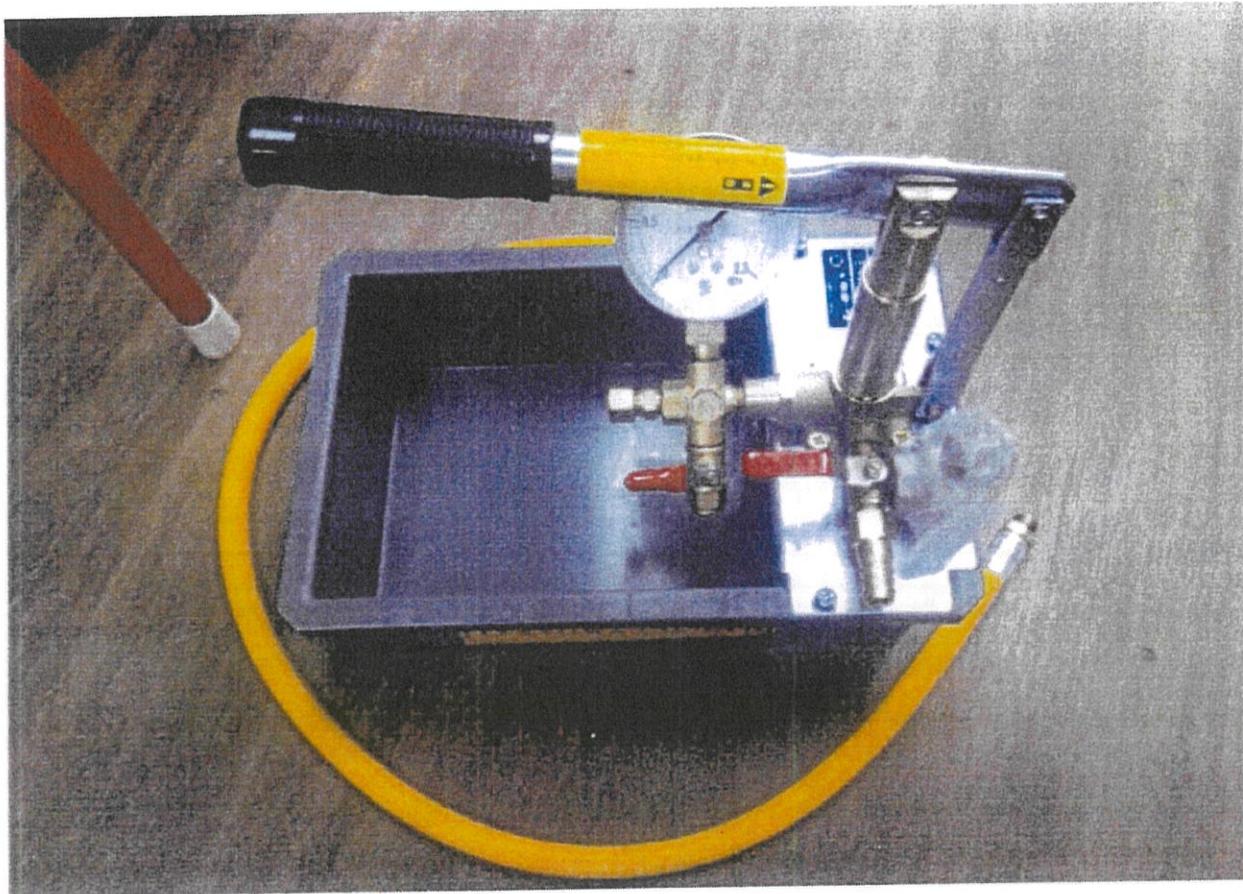
(株) MIZUSAPO



(株) MIZUSAPO



(株) MIZUSAPO



(株) MIZUSAPO

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 4 月 26 日

申請者 氏名又は名称

カブシキガイシャ ミズサポ

住所

株式会社 MIZUSAPO

代表者氏名

〒730-0045 広島市中区鶴見町8-57 4F

電話番号

TEL 082-171-7777

FAX番号

FAX 082-275-5228

メールアドレス

soumu@h-nvision.co.jp

代表取締役 中村信幸

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和5年4月26日

届出者

氏名又は名称 株式会社 MIZUSAPO  
住 所 〒730-0045 広島市中区鶴見町8-57 4F  
代表者 氏名 代表取締役 中村信幸

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
選任<sup>(選任)</sup>の届出  
解任<sup>(解任)</sup>  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 MIZUSAPO	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
代表取締役 中村信幸	第220264号	
世良誠司	第309039号	

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第二二〇一六四号

給水装置事務技術者免状

本籍 広島県

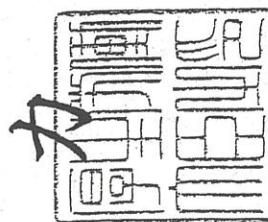
氏名 中村信幸

昭和四十七年七月二十四日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置事務  
技術者免状を交付する。

平成十六年二月十七日

厚生労働大臣 坂口



第三〇九〇三九号

給水装置工事主任技術者免狀

本籍 広島県

氏名 世良誠司

昭和五十七年七月二十三日生

水道法(昭和三十二年法律第二百七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免狀を交付する。

令和三年二月十九日

厚生労働大臣 丹羽喜一

